

新おおた教育ビジョン策定懇談会設置要綱

令和5年2月24日4教教発第14065号教育長決定

令和5年4月21日5教教発第10336号教育長決定

(設置)

第1条 (仮称)新おおた教育ビジョン(以下「新ビジョン」という。)の策定に関し、広く区民及び関係者の意見を聞くため、新おおた教育ビジョン策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(対象事項)

第2条 懇談会は、次の事項を対象とする。

- (1) 新ビジョンに関すること。
- (2) その他関連する事項に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる団体等のうちから教育長が委嘱する委員20人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 大田区立小学校校長会
- (3) 大田区立中学校校長会
- (4) 大田区学校保健会
- (5) 大田区立小学校PTA連絡協議会
- (6) 大田区立中学校PTA連合協議会
- (7) 大田区私立幼稚園連合会
- (8) 大田区私立保育園連合会
- (9) 大田区自治会連合会
- (10) 大田区民生委員児童委員協議会
- (11) 大田区青少年対策地区委員会
- (12) 大田区スポーツ推進委員協議会
- (13) 特別支援学校
- (14) 学校支援地域本部又は地域学校協働本部
- (15) 区民公募委員
- (16) 大田区教育委員会

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 4 座長は、会務を総括する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、教育長が必要に応じて招集する。

2 教育長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

3 委員は、やむを得ない理由により出席できないときは、教育長が認める場合に限り、事前に意見書を提出することで出席に代えることができる。

(事務局)

第6条 懇談会に関する事務を処理するため、教育総務部教育総務課に事務局を置き、教育総務課長を事務局長とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。